平成３０年度予算編成要領

予算編成方針に基づき、平成３０年度予算を、下記により編成する。

第１．総括的事項

【本市の一般財源の推移と今後の見通し】

○本市の一般会計の歳入のうち、**一般財源として大きな割合を占める地方交付税**が、合併自治体に上乗せされていた特例措置（合併算定替）の段階的削減の影響などにより、今後も自由に使える一般財源の枠は減少し、**平成３０年度の一般財源枠は、対前年度比で約１０億円の減少が見込まれる。**

一方、一般会計の歳出のうち**扶助費などの義務的経費にかかる一般財源は増加傾向**にあり、**平成３０年度の一般財源ベースは、対前年度比で約７億円の増加が見込まれる。**

○そのため、**平成３０年度の一般財源ベースは、対前年度比で約１７億円の減少が見込まれ、既存事業の抜本的な見直しによる歳出抑制策や歳入の見直し**などを徹底し、財源不足額を可能な限り縮小していく必要がある。

（単位：百万円）

区分	平成29年度当初予算	平成30年度当初見込
市　税	14,575	14,731
地方譲与税等	3,280	2,937
地方交付税	15,770	14,900
普通交付税	14,570	13,700
特別交付税	1,200	1,200
臨時財政対策債	1,929	2,000
歳入のうち、一般財源合計	35,554	34,568
対前年度比率	－	97.2%
対前年度増減	－	△ 986

区分	平成29年度当初予算	平成30年度当初見込
人件費のうち一般財源	7,640	7,878
扶助費のうち一般財源	4,803	5,200
公債費のうち一般財源	6,006	6,083
歳出のうち、義務的経費の一般財源合計	18,449	19,161
対前年度比率	－	103.9%
対前年度増減	－	712

区分	平成29年度当初予算	平成30年度当初見込
歳出のうち、義務的経費を除く一般財源合計	17,105	15,407
対前年度比率	－	90.1%
対前年度増減	－	△ 1,698

【予算編成の基本的な考え方について】

前述の決算状況などを踏まえた上で、今後の安定した行政サービスを維持し続けるために、平成３０年度の予算編成については、次のように取組むこととする。

■予算編成方針のポイント

１　市長の基本政策【八代市の未来のために力を注ぐ５つの政策の柱】の推進

・３つの基本理念「市政の安定化」「熊本の副都心づくり」「地域経済の浮揚」の実現のため、基本政策として掲げる５つの政策の柱

（１）農林水産業の更なる振興

（２）経済の浮揚と雇用・交流人口増による賑わいの創出

（３）誰もが幸せを実感できる暮らしの実現

（４）安全・安心で魅力ある都市を築く

（５）誇るべきふるさとを未来につなぐ

のそれぞれに位置づける施策について計画的な取組みを進める。

２　震災復興対策【八代市復旧・復興プランに基づく取組】の継続・推進

・昨年度に引き続き、熊本地震からの復旧・復興に着実に取組み、また、震災からの創造的復興により八代市の発展に繋がるような取組みを進める。

３　節税対策【創意工夫ある改善措置】の継続・推進

・中期財政計画における中長期的な財源不足の解消のため、ＦＭ（ファシリティマネジメント）の活用による事業手法の見直しを計画的に実施できるよう検討を行う。

・また、限られた財源の中で、最大限の効果をだせるよう、投資すべきものと調整（減額）すべきものの対象を明確にし、メリハリとヤリクリの観点にたって、真に必要かつ適時適切と認められるものに限って取組みを進める。

【予算要求に際しての留意点】

＜特記事項＞

○平成３０年度は、**健全な財政運営を維持することを前提**に、熊本地震からの創造的復興や「八代市の未来のために力をそそぐ５つの政策の柱」を計画的に進める必要があるが、予算要求に当たっては、**義務的経費（人件費、扶助費、公債費）を除く経費に対して、原則として、平成２９年度当初予算における総事業費（一般財源ベース）の９０％を上限**とする。

○上記の平成２９年度当初予算における総事業費（一般財源ベース）を超えて要求する場合には、その根拠となる資料を必ず示すこと。特に**事業を新規または拡充して実施する場合は、その必要性や効果、後年度負担等について明らかにした資料（事業期限の設定など）を示すとともに、既存事業の「スクラップ・アンド・ビルド」を行うなどの財源確保に努めること。**

○近年、予算の繰越事業の割合が増え来年度予算とあわせた予算規模が拡充する中、市債及び一般財源の活用枠の調整に支障をきたしているため、**平成２９年度の３月補正予算等において翌年度へ繰越を行う事業費（特に単独事業費相当分）については、原則、平成３０年度予算の単独事業費により減額調整を行う**こととする。

○地方財政計画、及び、国・県の予算編成や各種制度の見直しの動向が、現時点では不透明であることから、**平成３０年度予算編成の要求後にあっても、必要により再調整することとなるので、国や県等の動向を注視し、情報収集に努め、国・県等の補助金を積極的に活用**していくこと。また、国においては、新たな経済対策（平成２９年度補正予算）を来年度予算と併せて編成する可能性もあるため、その内容が明らかになった段階で、予算要求の見直しなどの検討を予定していくこととする。

○今後の財政収支の見通しでは、当面、財源不足が拡大する見込みとなっており、財政運営上は楽観視できない状況である。したがって、**平成３１年度以降の予算編成に向けては、持続可能な財政基盤を確立するため、上記の内容について見直すことを検討していく**こととする。

＜その他＞

1　**決算審査に伴う常任委員会での指摘・要望事項をはじめ、これまでの市議会から出された意見・要望や、採択された請願陳情などを考慮し、創意工夫を行うこと。**

２　平成２２～２４年度の「市民事業仕分け」、平成２５～２６年度の「行政評価外部評価委員会の提言」、また、平成２７～２８年度の「市民意見公募」は基より、**平成２８年度事務事業評価で示した今後の方向性をどのように反映させたのか、明確化できるようにすること。**

３　当初歳出予算要求書（表紙）の「事業内容」欄は、**必ず最新の情報で詳細に記入すること。また、「効果欄」には、まず平成２８年度事務事業評価における「今後の方向性の理由」欄に記載した内容を転記し、その方向性へ、見直しも含めて精査した内容について、実証できる数値を示した上で、その効果がわかるように具体的に記載すること。**
（別紙、様式に掲げる「記載例」を参考のこと。）
なお、「実施計画」欄も、総合計画の進捗管理に必要なため、必ず入力すること。

４　平成３０年度の県支出金は、昨年度に引き続き、大幅な縮小が予想されるが、**国県補助・負担金が縮小・廃止されるものについては、原則として、市費への振替えは認めず、当該事業を継続する場合は、従来の制度にとらわれることなく、事業の再構築を行う**こと。
特に、**国庫支出金が交付税措置化される事業については、単独事業と同じ扱いとする。**

５　補助基本額以上の経費（いわゆる「継ぎ足し単独」分）を要しているものは、**扶助費も含め、**補助基準外の経費の必要性・妥当性を十分検討し、事業の見直し、縮減に努めること。

６　通年予算として、年間を通じた所要額を要求すること。**国・県の補助事業採択を受けて補正するケースもあるが、議会からの指摘も踏まえ、国・県との連携を密にして情報の把握を図り、可能な限り当初予算での計上に努めること。**

７　**歳出の要求にあたっては、別に定める節別基準も併せて遵守すること。**

８　昨年度策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、不要な財産については処分や売却なども含めて計画的な対応ができるよう検討すると同時に、施設の有効利用も検討することで、**施設管理に関わる経費の費用対効果の精査を強化**すること。

９　団体運営費・事業費補助金等については、費用対効果の評価実施、終期設定の検討、補助率の見直しや、類似補助金の統合・融合化などにより、不断の見直しを図るとともに、団体運営費補助から事業費補助への転換も検討すること。
また、各種負担金についても同様に、必要性の検証はもとより、その費用対効果の検証も十分に行った上で予算要求すること。

10　要求に当たっては、**必ず、「政策調整審議員」を中心とした調整を行い、部長決裁を受けて提出すること。**
また、**１２月中旬に実施（後日、通知予定）の「ヒアリング」に備え、資料をとりまとめること。**

11　**要求については、「新財務会計システム操作マニュアル　予算編成編」を参照すること。**
［文書フォルダ］→［全庁フォルダ］→［内部情報システム］→［001 財務会計］→［01 予算編成］
［予算編成編（H25.10 月改訂版）］

12　**「予算要求総括表」（附表様式１）**については、**義務的経費「人件費、扶助費、公債費」を除くすべての経費について**記入すること。

13　予算編成過程の透明化を図るため、昨年度に引き続き、予算編成方針について、ＨＰへの掲載により、全市民へ周知するとともに、査定経過についても、予算要求完了時と予算査定終了時における各部ごとの集計をＨＰにより公表することとする。

第２．個別的事項

Ⅰ　歳入について

《総括事項》

1　必ず積算基礎となる件数・単価等を記載すること。また、積算基礎となる資料も必ず添付すること。

2　市税等の収納率の向上策や、**使用料及び手数料、財産収入、広告料収入等の増収策**については、**考えられる財源に何があるか、積極的に検討し、**あらゆる創意工夫により財源の創出に努めること。

3　予算要求見積書の「前々年度決算」、「前年度決算」、「本年度決算見込」欄のうち、**「本年度決算見込」は自動で出力されないことから、直接、記入して提出すること。（別紙１参照）　また、歳入の推移とその増減理由をしっかりと把握しておくこと。**

《個別事項》

別ファイル「予算編成要領個別事項」を参照。

Ⅱ　歳出について

《総括事項》

1　『積上げ方式』で実施することから、予算全項目について積算基礎を明記すること。

2　**５ヵ年計画など複数年の事業期間が決まっているもの**については、別紙様式（任意）で**全体計画（進捗状況）を添付**すること。

3　長期間にわたり継続してきた単独事業等については、**社会情勢が事業開始時と比較して大きく変化し、既に初期の目的を達成していると認められる場合は、早急に事業の再構築を図る**こと。

4　消費税の積算基礎は必ず「税抜価格×1.08」などのように記載すること。

5　予算要求見積書の「前々年度決算」、「前年度決算」、「本年度決算見込」欄のうち、**「本年度決算見込」は自動で出力されないことから、直接、記入して提出すること。（別紙１参照）また、支出の推移とその増減理由をしっかりと把握しておくこと。**

6　新たな電算システムの導入やパソコン・周辺機器増設の要求書を提出する課かいは、電算処理の形態により情報政策課と主管課に分かれるので、必ず事前に情報政策課と協議を行っておくこと。

7　隔年で必要な経費(車検、計器の法定検査等)については、何年ごとに必要かを明示の上、要求漏れ（あるいは重複要求）がないよう注意すること。

8　新たに長期継続契約を行うものについては、契約検査課より通知された「長期継続契約の手引き」及び、別添の「長期継続契約に係る入札・契約関係事務取扱い指針」を参照すること。（別紙２参照）また、決算委員会での指摘に基づき、長期継続契約の制度を活用して、極力、入札による契約を行うこと。

なお、長期継続契約は、原則として月額契約となるため、積算基礎は「月額（税抜価格×1.08）×月数」と表示するよう注意すること。　（誤）「総額（税抜価格）×1.08」

9　債務負担行為の設定は、後年度の財政負担が義務付けられ、将来の財政運営を圧迫する要因となることから、設定にあたっては、中長期的視点に立って、対象事業及びその限度額を十分精査した上で要求すること。

10　**見積もりの徴取にあたっては、平成２９年８月１日付け八市契第６０９号の通知文に記載された事項に留意の上、行うこと。**

11　**「八代市復旧・復興プラン」に基づく経費**については、**ソフト事業の場合、説明名称の頭に【復】を入力し、建設事業の場合、説明名称の頭に【建・復】**を入力すること。また、一つの説明名称に、復旧・復興プランに関連する経費と、それ以外の経費が混同することがないようにすること。
（※当該経費に関わる分のみで説明名称をとること。）

また、「積算基礎及び内容説明欄」の頭に、「八代市復旧・復興プラン」の該当頁、及び、項目を記載すること。 **（記載例）「８頁、（ア）生活基盤の復旧、①避難所の運営と仮設住宅等の提供」**

12　**ふるさと納税を原資とする「ふるさと八代元気づくり応援基金」の活用経費**（以下、「ふるさと納税活用経費」という）については、**説明名称の頭に【ふ】**を入力すること。
また、一つの説明名称に、ふるさと納税活用経費に関連する経費と、それ以外の経費が混同することがないようにすること。**（※当該経費に関わる分のみで説明名称をとること。）**
※ふるさと納税活用経費は、別に示す基準を参照のこと。

13　**「八代市総合戦略」を活かす経費**（以下、「地方創生経費」という）については、**説明名称の頭に【創】**を入力すること。また、一つの説明名称に、地方創生経費に関連する経費と、それ以外の経費が混同することがないようにすること。
（※当該経費に関わる分のみで説明名称をとること。）

《建設事業について》

※事務事業評価システムに入力した額を要求すること。なお、建設事業費については、後日、企画政策課が事業ヒアリングの上、事業費の調整を行う。その後の修正等については、別途通知する。

1　建物の建設に当たっては、単に建設コストのみならず、その後の管理運営方法及び維持経費も含めて総合的に比較検討し、その資料を提出すること。

2　用地取得は早めに用地課と協議を済ませ、建設年度の前年度取得を原則とする。なお、用地交渉に要する経費は事業実施課において要求すること。

３　実施設計等が必要な大規模事業は、建設年度の前年度実施を原則とする。

４　**建物の新・増改築工事費の見積に当たっては、必ず技術担当課と十分な協議を行うこと。**

５　前頁に示した「八代市復旧・復興プラン」に基づく建設事業とは別に、**通常の建設事業分**については、**説明名称の頭に【建】**を入力すること。また、一つの説明名称に、建設事業に関連する経費と、建設事業以外の経費が混同することがないようにすること。
（※建設事業に関わる分のみで説明名称をとること。）

《個別事項》

別ファイル「予算編成要領個別事項」を参照。

第３．特別会計及び企業会計について

《総括事項》

一般会計の予算編成に準じて編成することとし、一般会計からの繰入額については基準繰入額を参考にし、**安易に繰入金に頼ることがないよう、使用料や受益者負担金等における適正な受益者負担のあり方、及び、収納率向上のための対策も検討の上、見直しを行い**、要求のこと。**また、受益地区や受益者数の推移とその増減理由をしっかりと把握しておくこと。**

《建設事業・個別事項について》

一般会計に準じるものとする。

第４．支所予算の予算要求・配分について

支所予算の要求・配分については、従前のとおりとする。

第５．その他

Ⅰ　様式及び提出部数について

１　提出部数等は別表によること。

２　別表の分類ごとに、**課かいごとに通したページを必ず入れる**こと。

３　詳細は**別紙３「予算要求書の提出方法について」**を参照。

４　積算根拠等は極力システムへ入力することとし、やむを得ない場合のみ「別紙」とすること。

５　クリップ止め又は輪ゴムで製本すること**（ホチキス、パンチは絶対に使わないこと）**。

6　**「様式 3 附表 5」（債務負担行為調書）**、**「様式 3 附表 6」（今後補正見込額調）、及び「様式 3 附表 7」（長期継続契約調書）**は、**該当の有無にかかわらず提出**することとなっているので注意すること。

Ⅱ　提出に際しての留意事項について

別表に示す、**予算要求見積書（様式１・２・３）については、決裁伺書の起案前に、財政課担当のチェックを受ける**こと。**（※このチェックの主旨は、前述の「予算要求に際しての留意点」に基づく、適切な記入がなされているかを把握するために行いますので、必ず、実施のこと。）**

その後、各部の**「政策調整審議員」を中心とした調整を着実に実施した上で、７部印刷**して提出すること。**（※上記事項を徹底するため、各課の予算要求見積書の作成は、平成２９年１１月１７日（金）までに終了しておくこと。）**

Ⅲ　財政課への提出期限について

平成２９年１１月２４日（金）　※期限厳守

別表　提出する様式、部数等

分類	様式名	様式番号	提出サイズ	提出部数	
予算要求見積書	当初予算総括表	様式１	Ａ４横長	**７部**	
	当初歳入予算要求書（システム出力帳票）	様式２			
	当初歳出予算要求書（システム出力帳票）	様式３			
附表	人件費明細書	様式３附表１	Ａ４横長	**４部**	別に**１部**
	非常勤職員・臨時職員雇用計画書	様式３附表２			
	現有備品・リース物件調書（コピー機等） 現有備品・リース物件調書（公用車）	様式３附表３－１ 様式３附表３－２			
	光熱水費・燃料費・電話料・パフォーマンス料調べ 〃	様式３附表４ 〃　つづき			
	債務負担行為調書	様式３附表５			
	今後補正見込額調	様式３附表６			
	長期継続契約調書	様式３附表７			
その他の詳細資料（見積書、契約書、図面等）		任意	Ａ４	**１部**	

※　様式３附表４などについて、担当課作成の独自様式を提出する場合には、財政課の各担当に相談のこと。

※　様式は文書フォルダからダウンロードできます。
［文書フォルダ］→［部署別フォルダ］→［財務部］→［財政課］→［004 当初予算］→［平成３０年度当初予算要求関連資料］にあります。

（★様式を変更している部分があるため、昨年度の様式は使用しないよう注意してください。）

《当初予算作成スケジュール》

期　　日	内　　容
１０月２３日（月）	予算要求書入力開始
１１月１７日（金）	各部の**政策調整審議員への**要求書提出期限
１１月２４日（金）	**財政課への要求書提出期限**
１２月１８日～２２日	ヒアリング（対象課は後日通知）
１月下旬	内示
１月下旬～２月上旬	市長査定
２月上旬	予算書発注
２月中旬	予算書完成